

接続約款変更届出書

2025年3月24日

総務大臣 殿

郵便番号 〒102-0072
住 所 東京都千代田区飯田橋3丁目10番10号
氏 名 UQコミュニケーションズ株式会社
代表取締役社長 佐々木 正見

登録年月日 平成20年7月1日
登録番号 第335号
法人番号 2010401075423
連絡先

電気通信事業法第34条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款を変更するので届け出ます。

実施期日	令和7年4月1日
------	----------

電気通信事業法第 34 条第 2 項に基づく第 2 種指定電気通信設備との接続に係る接続約款の新旧対照

新	旧
第 3 章 協定の締結手続き等 第 3 節 接続申込み (接続申込みの承諾) 第 18 条 当社若しくは当社及び特定 BWA 事業者は、第 16 条（接続申込み）に規定する接続申込みがあったときは、次の場合を除き、その接続申込みを受け付けた順番に従って別表 3（様式）様式第 7 の書面により承諾します。 (1)～(4) (略) <u>(5) 接続申込者が、その接続に関する協定で定められた技術的又は経済的事項について重大な違反を行い、かつ、正当な理由なく当社による当該重大な違反に対する是正の求めに応じないとき（第 3 号に掲げる理由を除きます。）。</u> 2 (略) (略) 第 5 章 協定の締結・解除等 (協定上の地位の移転又は承継) 第 44 条 (略) 3 当社若しくは当社及び特定 BWA 事業者は、前項の規定により協定上の地位の移転又は承継の承諾を求められたときは、次の場合を除き、これを承諾します。 (1) (略) (2) 協定上の地位の移転又は承継を受けようとする者が第 18 条（接続申込みの承諾）第 1 項第 3 号 <u>又は第 5 号</u> に該当する者であるとき。 (3)～(5) (略) (略) (当社若しくは当社及び特定 BWA 事業者が行う協定の解除) 第 48 条 当社若しくは当社及び特定 BWA 事業者は、第 61 条（接続の停止）の規定により接続を停止された協定事業者が、なおその事実を解消しないときは、協定を解除することがあります。 2 当社若しくは当社及び特定 BWA 事業者は、協定事業者が第 61 条（接続の停止）<u>又は第 71 条の 2（支払いの留保）</u> に該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、接続の停止 <u>又は負担すべき金額の支払いの留保</u> をしないでその協定を解除することがあります。 3 (略) (略)	第 3 章 協定の締結手続き等 第 3 節 接続申込み (接続申込みの承諾) 第 18 条 当社若しくは当社及び特定 BWA 事業者は、第 16 条（接続申込み）に規定する接続申込みがあったときは、次の場合を除き、その接続申込みを受け付けた順番に従って別表 3（様式）様式第 7 の書面により承諾します。 (1)～(4) (略) 2 (略) (略) 第 5 章 協定の締結・解除等 (協定上の地位の移転又は承継) 第 44 条 (略) 3 当社若しくは当社及び特定 BWA 事業者は、前項の規定により協定上の地位の移転又は承継の承諾を求められたときは、次の場合を除き、これを承諾します。 (1) (略) (2) 協定上の地位の移転又は承継を受けようとする者が第 18 条（接続申込みの承諾）第 1 項第 3 号に該当する者であるとき。 (3)～(5) (略) (略) (当社若しくは当社及び特定 BWA 事業者が行う協定の解除) 第 48 条 当社若しくは当社及び特定 BWA 事業者は、第 61 条（接続の停止）の規定により接続を停止された協定事業者が、なおその事実を解消しないときは、協定を解除することがあります。 2 当社若しくは当社及び特定 BWA 事業者は、協定事業者が第 61 条（接続の停止）に該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、接続の停止をしないでその協定を解除することがあります。 3 (略) (略)

新	旧																										
第9章 接続等の一時中断、停止及び中止 (接続の停止) 第61条 当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、協定事業者が次表の左欄のいずれかに該当するときは、右欄に規定する期間、その接続（次表の左欄の対象となる接続（以下「対象接続」といいます。）のみを停止することが技術的に困難な場合等は、その協定事業者との対象接続以外の接続を含む場合があります。以下この条において同じとします。）を停止することがあります。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 別</th><th>期 間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) (略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>(2) (略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>(3) (略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>(4) (略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>(5) (略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td><u>(6) 協定事業者が、その接続に関する協定で定められた技術的又は経済的事項について重大な違反を行い、かつ、正当な理由なく当社による当該重大な違反に対する是正の求めに応じないとき（第1欄から第3欄に掲げる理由を除きます。）。</u></td><td><u>その事由が解消されるまでの間</u></td></tr> </tbody> </table> 2～5 (略) (略) 第10章 料金等 第4節 料金の計算及び支払い <u>(支払いの留保)</u> <u>第71条の2 当社は、協定事業者が第61条（接続の停止）第1項の表中第1欄、第2欄、第3欄又は第6欄に該当するときは、当社がその協定事業者に対し対象接続（対象接続のみに関し負担すべき金額の支払いを留保することが技術的に困難な場合等は、その協定事</u>	区 別	期 間	(1) (略)	(略)	(2) (略)	(略)	(3) (略)	(略)	(4) (略)	(略)	(5) (略)	(略)	<u>(6) 協定事業者が、その接続に関する協定で定められた技術的又は経済的事項について重大な違反を行い、かつ、正当な理由なく当社による当該重大な違反に対する是正の求めに応じないとき（第1欄から第3欄に掲げる理由を除きます。）。</u>	<u>その事由が解消されるまでの間</u>	第9章 接続等の一時中断、停止及び中止 (接続の停止) 第61条 当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、協定事業者が次表の左欄のいずれかに該当するときは、右欄に規定する期間、その接続（次表の左欄の対象となる接続（以下「対象接続」といいます。）のみを停止することが技術的に困難な場合等は、その協定事業者との対象接続以外の接続を含む場合があります。以下この条において同じとします。）を停止することがあります。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 別</th><th>期 間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) (略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>(2) (略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>(3) (略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>(4) (略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>(5) (略)</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table> 2～5 (略) (略) 第10章 料金等 第4節 料金の計算及び支払い <u>(新設)</u>	区 別	期 間	(1) (略)	(略)	(2) (略)	(略)	(3) (略)	(略)	(4) (略)	(略)	(5) (略)	(略)
区 別	期 間																										
(1) (略)	(略)																										
(2) (略)	(略)																										
(3) (略)	(略)																										
(4) (略)	(略)																										
(5) (略)	(略)																										
<u>(6) 協定事業者が、その接続に関する協定で定められた技術的又は経済的事項について重大な違反を行い、かつ、正当な理由なく当社による当該重大な違反に対する是正の求めに応じないとき（第1欄から第3欄に掲げる理由を除きます。）。</u>	<u>その事由が解消されるまでの間</u>																										
区 別	期 間																										
(1) (略)	(略)																										
(2) (略)	(略)																										
(3) (略)	(略)																										
(4) (略)	(略)																										
(5) (略)	(略)																										

新	旧
<u>業者との対象接続以外の接続を含む場合があります。以下、この条において同じとします。）</u> <u>に関し負担すべき金額の支払いを留保することがあります。</u> <u>2 当社は、前項の規定により支払いの留保をするときは、協定事業者に対して書面によりその理由をあらかじめ通知します。</u> <u>ただし、協定事業者の所在が不明であるときは、当社が協定事業者から通知されている住所等への再度の書面の郵送をもって、その通知を行ったものとみなします。</u> <u>3 第1項の規定により支払いの留保をした場合において、その支払いの留保の理由となった事実が解消されたときは、当社は、その支払いの留保をしていた負担すべき金額を速やかに支払うこととします。この場合において、当社は、支払いの留保をしていた協定事業者に対し負担すべき金額には利息を付さないものとします。</u> (略) 第15章 雑則 (承諾の限界) 第98条 当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、協定事業者（接続申込者を含みます。以下この条において同じとします。）から工事又は手続き等の請求があった場合に、この約款において別段の定めがある場合のほか、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難であるとき等当社若しくは当社及び特定BWA事業者の業務の遂行上支障があるとき、又は協定事業者が接続に関し負担すべき金額の支払いを怠り、<u>若しくは怠るおそれがあるとき又はその請求に関する協定で定められた技術的又は経済的事項について重大な違反を行い、かつ、正当な理由なく当社による当該重大な違反に対する是正の求めに応じないとき</u>は、その請求を承諾しないことがあります。この場合には、その理由をその請求した協定事業者に書面により通知します。 (双務的条件) 第99条 協定事業者は、当社若しくは当社及び特定BWA事業者と協定を締結するときは、この約款の第10条（当社の接続対象地域）、第19条（接続用設備の設置又は改修の申込み）から第30条（接続用ソフトウェアの開発の中止）まで、第32条（瑕疵）、第44条（協定上の地位の移転又は承継）、第45条（権利及び義務の譲渡）、第48条（当社若しくは当社及び特定BWA事業者が行う協定の解除）、第54条（協定事業者の切分責任）、第56条（第三者への債権譲渡等）、第60条（接続の一時中断）、第61条（接続の停止）、第62条（接続の中止）、第63条（工事又は手続き等の停止及び中止）、<u>第71条の2（支払いの留保）</u>、第73条（期限の利益喪失）、第74条（相殺）、第78条（割増金）、第79条（延滞利息）、第86条（トラヒック又は回線数が乖離した場合の取扱い）、第87条（免責）及び第98条（承諾の限界）において規定する条件と同等の条件で双務的に協定を締結することができます。この場合において、協定事業者が届出電気通信事業者である場合は、第10条（当社の接続対象地域）に「事業法第9条又は第13条の規定により登録を受け又は変更された業務区域」とあるのは「事業法第16条の規定により届け出た業務区域」に読み替えるものとします。 2 (略)	(略) 第15章 雑則 (承諾の限界) 第98条 当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、協定事業者（接続申込者を含みます。以下この条において同じとします。）から工事又は手続き等の請求があった場合に、この約款において別段の定めがある場合のほか、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難であるとき等当社若しくは当社及び特定BWA事業者の業務の遂行上支障があるとき、又は協定事業者が接続に関し負担すべき金額の支払いを怠り、<u>又は</u>怠るおそれがあるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合には、その理由をその請求した協定事業者に書面により通知します。 (双務的条件) 第99条 協定事業者は、当社若しくは当社及び特定BWA事業者と協定を締結するときは、この約款の第10条（当社の接続対象地域）、第19条（接続用設備の設置又は改修の申込み）から第30条（接続用ソフトウェアの開発の中止）まで、第32条（瑕疵）、第44条（協定上の地位の移転又は承継）、第45条（権利及び義務の譲渡）、第48条（当社若しくは当社及び特定BWA事業者が行う協定の解除）、第54条（協定事業者の切分責任）、第56条（第三者への債権譲渡等）、第60条（接続の一時中断）、第61条（接続の停止）、第62条（接続の中止）、第63条（工事又は手続き等の停止及び中止）、第73条（期限の利益喪失）、第74条（相殺）、第78条（割増金）、第79条（延滞利息）、第86条（トラヒック又は回線数が乖離した場合の取扱い）、第87条（免責）及び第98条（承諾の限界）において規定する条件と同等の条件で双務的に協定を締結することができます。この場合において、協定事業者が届出電気通信事業者である場合は、第10条（当社の接続対象地域）に「事業法第9条又は第13条の規定により登録を受け又は変更された業務区域」とあるのは「事業法第16条の規定により届け出た業務区域」に読み替えるものとします。 2 (略)

新	旧												
(略)	(略)												
料金表 通則 (略)	料金表 通則 (略)												
第1表 接続料金 第1 網使用料 1 適用 (略)	第1表 接続料金 第1 網使用料 1 適用 (略)												
2 料金額 2-1 端末接続機能	2 料金額 2-1 端末接続機能												
<table><tr><th>区 分</th><th>単 位</th><th>料 金 額</th></tr><tr><td>端末接続機能</td><td>1 秒ごとに</td><td><u>0.048963円</u></td></tr></table>	区 分	単 位	料 金 額	端末接続機能	1 秒ごとに	<u>0.048963円</u>	<table><tr><th>区 分</th><th>単 位</th><th>料 金 額</th></tr><tr><td>端末接続機能</td><td>1 秒ごとに</td><td><u>0.045747円</u></td></tr></table>	区 分	単 位	料 金 額	端末接続機能	1 秒ごとに	<u>0.045747円</u>
区 分	単 位	料 金 額											
端末接続機能	1 秒ごとに	<u>0.048963円</u>											
区 分	単 位	料 金 額											
端末接続機能	1 秒ごとに	<u>0.045747円</u>											
2-2 MNP転送機能	2-2 MNP転送機能												
<table><tr><th>区 分</th><th>単 位</th><th>料 金 額</th></tr><tr><td>MNP転送機能</td><td>1 秒ごとに</td><td><u>0.0061787円</u></td></tr></table>	区 分	単 位	料 金 額	MNP転送機能	1 秒ごとに	<u>0.0061787円</u>	<table><tr><th>区 分</th><th>単 位</th><th>料 金 額</th></tr><tr><td>MNP転送機能</td><td>1 秒ごとに</td><td><u>0.0067866円</u></td></tr></table>	区 分	単 位	料 金 額	MNP転送機能	1 秒ごとに	<u>0.0067866円</u>
区 分	単 位	料 金 額											
MNP転送機能	1 秒ごとに	<u>0.0061787円</u>											
区 分	単 位	料 金 額											
MNP転送機能	1 秒ごとに	<u>0.0067866円</u>											
2-3～2-5 (略)	2-3～2-5 (略)												
2-6 文字メッセージ通信接続機能 (携帯電話)	2-6 文字メッセージ通信接続機能 (携帯電話)												
<table><tr><th>区 分</th><th>単 位</th><th>料 金 額</th></tr><tr><td>文字メッセージ通信接続機能 (携帯電話)</td><td>1 通信ごとに</td><td><u>0.37543円</u></td></tr></table>	区 分	単 位	料 金 額	文字メッセージ通信接続機能 (携帯電話)	1 通信ごとに	<u>0.37543円</u>	<table><tr><th>区 分</th><th>単 位</th><th>料 金 額</th></tr><tr><td>文字メッセージ通信接続機能 (携帯電話)</td><td>1 通信ごとに</td><td><u>0.51938円</u></td></tr></table>	区 分	単 位	料 金 額	文字メッセージ通信接続機能 (携帯電話)	1 通信ごとに	<u>0.51938円</u>
区 分	単 位	料 金 額											
文字メッセージ通信接続機能 (携帯電話)	1 通信ごとに	<u>0.37543円</u>											
区 分	単 位	料 金 額											
文字メッセージ通信接続機能 (携帯電話)	1 通信ごとに	<u>0.51938円</u>											
2-6の2 文字メッセージ通信接続機能 (衛星直接通信)	2-6の2 文字メッセージ通信接続機能 (衛星直接通信)												
<table><tr><th>区 分</th><th>単 位</th><th>料 金 額</th></tr><tr><td>文字メッセージ通信接続機能 (衛星直接通信)</td><td>1 通信ごとに</td><td><u>0.37543円</u></td></tr></table>	区 分	単 位	料 金 額	文字メッセージ通信接続機能 (衛星直接通信)	1 通信ごとに	<u>0.37543円</u>	<table><tr><th>区 分</th><th>単 位</th><th>料 金 額</th></tr><tr><td>文字メッセージ通信接続機能 (衛星直接通信)</td><td>1 通信ごとに</td><td><u>0.51938円</u></td></tr></table>	区 分	単 位	料 金 額	文字メッセージ通信接続機能 (衛星直接通信)	1 通信ごとに	<u>0.51938円</u>
区 分	単 位	料 金 額											
文字メッセージ通信接続機能 (衛星直接通信)	1 通信ごとに	<u>0.37543円</u>											
区 分	単 位	料 金 額											
文字メッセージ通信接続機能 (衛星直接通信)	1 通信ごとに	<u>0.51938円</u>											
2-7 (略)	2-7 (略)												
2-8 O O X Y 自動接続回線管理機能	2-8 O O X Y 自動接続回線管理機能												
<table><tr><th>区 分</th><th>単 位</th><th>料金額</th><th>備考</th></tr></table>	区 分	単 位	料金額	備考	<table><tr><th>区 分</th><th>単 位</th><th>料金額</th><th>備考</th></tr></table>	区 分	単 位	料金額	備考				
区 分	単 位	料金額	備考										
区 分	単 位	料金額	備考										

新			
〇〇×Ｙ自動接続回線管理機能	1 契約者回線ごとに	<u>71円</u>	月額
2－9 直収パケット接続サービス制御装置連携機能			
区 分	単 位	料金額	備考
直収パケット接続サービス制御装置連携機能	1 契約者回線ごとに	<u>31円</u>	月額
第1の2 将来原価方式対象機能の網使用料（略）			
第2 網改造料			
1 適用（略）			
2 料金額			
網改造料は、接続用設備の設置又は改修に要した費用及び接続用ソフトウェアの開発に要した費用とし、次により算出します。			
2－1 算出式（略）			
2－2 年額料金の算定に係る比率			
区 分		内 容	
諸掛費率		（略）	
設備管理費率	法定耐用年数期間内	<u>0.086</u>	
	法定耐用年数経過後	<u>0.077</u>	
第2表 工事費			
1 適用（略）			
2 工事費の額			
工事費は次表のとおりとします。			
2－1 工事費			
区 分		単 位	料 金 額
（1）（略）	（略）	（略）	（略）
（2）直収パケット	（略）	（略）	（略）

旧			
〇〇×Ｙ自動接続回線管理機能	1 契約者回線ごとに	<u>75円</u>	月額
2－9 直収パケット接続サービス制御装置連携機能			
区 分	単 位	料金額	備考
直収パケット接続サービス制御装置連携機能	1 契約者回線ごとに	<u>34円</u>	月額
第1の2 将来原価方式対象機能の網使用料（略）			
第2 網改造料			
1 適用（略）			
2 料金額			
網改造料は、接続用設備の設置又は改修に要した費用及び接続用ソフトウェアの開発に要した費用とし、次により算出します。			
2－1 算出式（略）			
2－2 年額料金の算定に係る比率			
区 分		内 容	
諸掛費率		（略）	
設備管理費率	法定耐用年数期間内	<u>0.088</u>	
	法定耐用年数経過後	<u>0.080</u>	
第2表 工事費			
1 適用（略）			
2 工事費の額			
工事費は次表のとおりとします。			
2－1 工事費			
区 分		単 位	料 金 額
（1）（略）	（略）	（略）	（略）
（2）直収パケット	（略）	（略）	（略）

新				旧			
接続に係るデータ設定工事費		イ 第6条（標準的な接続箇所）表中第2欄に規定する接続箇所における接続に係る工事のうち接続帯域幅の変更に係る工事に要する費用	1 工事ごとに	<u>67,700 円</u>			
(3) (略)		(略)	(略)	(略)		(略)	
2－2 算出式 (略)				2－2 算出式 (略)			
2－3 2－2に適用する作業単金				2－3 2－2に適用する作業単金			
区 分		単 位	料 金 額				
作業単金		一人あたり1時間ごと	<u>6,770円</u>				
第3表 手続費 (略)				第3表 手続費 (略)			
第4表 その他の費用				第4表 その他の費用			
第1 a u I Cカードの貸与に係る費用の額				第1 a u I Cカードの貸与に係る費用の額			
区 分		単位	形 状	費用の額	備 考		
a u I Cカードの貸与に係る費用	a u I Cカードの貸与に係る請求をし、当社が承諾したときに要する費用	1 枚ごとに	「 Plug-in UICC 」、 「 Mini-UICC」、又は 「4FF」	<u>159 円</u>	(略)		
			「4FF」	<u>159 円</u>	(略)		
(略)				(略)			
<u>附則（令和7年3月24日 K相接S 0059 及びOCT技第24-220号）</u> <u>（実施時期）</u> <u>1 この改正規定は、令和7年4月1日から実施します。</u> <u>2 ただし、この改正規定のうち、料金表 第1表 接続料金 第1 網使用料 2 料金額及び、第2 網改造料 2 料金額 2－2 年額料金の算定に係る比率の規定は、令和7年3月31日から実施します。</u>							